

# 理学研究科大学院生学術会議派遣実施要綱

21 首都大管理管第 863 号  
制定 平成 21 年 8 月 31 日

## (目的)

第 1 この要綱は、大学院理学研究科の学生を海外及び国内で開催される学術会議へ派遣することにより、優秀な研究者の育成、確保を図るとともに、学術研究の発展及び国際交流に資することを目的とする。

(29 首都大管理管第 3007 号により一部改正)

## (対象となる学術会議)

第 2 権威のある学術団体又は学術研究機関が主催するもので、特定の主題について、研究者が学術的発表及び討議を行うことを直接の目的とする会議であること。

## (資格対象者)

第 3 資格対象者は、大学院理学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）の学生であって、次の要件を満たす者とする。

(1) 学業成績が優秀であること。

(2) 学術会議において、講演又は研究発表を行い重要な役割を果たすことにより、教育研究上大きな成果が期待されること。

(29 首都大管理管第 3007 号により一部改正)

## (推薦)

第 4 指導教員は、該当者がある場合は、理学研究科大学院生学術会議参加計画書（別記新第 1 号様式）に必要書類を添付の上、各専攻長に推薦する。

(29 首都大管理管第 3007 号により一部改正)

## (選考・決定)

第 5 選考・決定は次のとおり行うものとする。

(1) 推薦のあった学術会議派遣候補者については、各専攻長及び専攻長が指名する者が選考を行う。

(2) 各専攻長は、(1)の選考結果に基づき、派遣学生を決定する。

(3) 各専攻長は、派遣学生を決定したときは、指導教員を通じて本人に通知するとともに、理学研究科長に報告する。

(29 首都大管理管第 3007 号により一部改正)

## (派遣期間)

第 6 派遣期間は、会議の開催日数に、往復に要する日数を加えたものとする。

## (旅費)

第 7 派遣に係る旅費については、次のとおりとする。

(1) 派遣学生には、予算の範囲内において、派遣に係る旅費を支給する。

(2) 旅費の支給額は、原則として公立大学法人首都大学東京教職員の旅費規則（平成 17 年法人規則第 34 号）を準用（支給基準は助教相当）して算出した額とす

る。ただし、旅行雑費及び日当は支給しない。なお、合理的な理由があると認める場合には、支給額を調整し、決定できるものとする。  
(29 首都大管理管第 3007 号により一部改正)

**(報告書の提出)**

**第 8** 派遣学生は、派遣終了後 1 か月以内に、理学研究科大学院生学術会議参加報告書（別記新第 2 号様式）を各専攻長に提出するものとする。  
(29 首都大管理管第 3007 号により一部改正)

**(経過措置)**

**第 9** 第 3 に定める資格対象者には、当分の間、首都大学東京大学院理工学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）の学生を含めることができる。

**(その他)**

**第 10** この要綱の実施に関し必要な事項は、理学研究科長が定める。

**附 則**

制 定	21 首都大管理管第 863 号（平成 21 年 8 月 31 日決定） 施行平成 21 年 9 月 1 日から施行する
一部改定	29 首都大管理管第 3007 号（平成 30 年 3 月 22 日決定） 施行平成 30 年 4 月 1 日から施行する